

# 7 認可保育施設の利用調整方法について

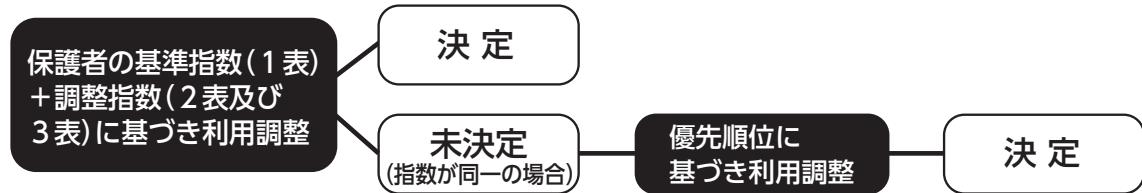
## 利用調整基準の見直しについて

利用調整基準については様々なご意見をいただきながら、毎年度見直しを行っています。今後も入所状況や申込状況を踏まえ、公平で明確な基準作りを目指し、見直しを行っていきます。

### 1 令和7年度利用調整基準の主な変更点

区分	項目	基準指指数該当箇所	変更内容
1 削除	親族経営	2表 A	削除しました。
2 変更	多子世帯 (小学3年生以下の児童)	4表 優先項目指數 (う)	適用対象を「小学3年生以下の児童が3人以上いる世帯で、かつ、そのうち未就学児童が2人いる世帯」から「小学3年生以下の児童が3人いる世帯」に変更しました。
3 削除	認可外保育施設利用	4表 優先項目指數 (か)、(き)	削除しました。
4 削除	育児休業取得	4表 優先項目指數 (さ)、(し)	削除しました。
5 新規	新規申請	4表 優先項目指數 (き)	0～2歳児クラスの市内認可保育施設に在籍していない児童に適用されます。 (育児休業取得中、認可外保育施設等を利用中の方も含む。)
6 変更	内定辞退等	4表 優先項目指數 (す)	適用する期間を「年度中及び翌年度」を「申込年度中」に変更しました。

## 2 利用調整基準



1表 武蔵野市保育所等利用調整の基準指数表

類型	細 目	基準指数	
1 不存在	離婚、未婚、行方不明、死亡等	100	
2 災害	火災等による家屋の損壊その他災害復旧のために保育にあたることができない場合	100	
3 疾病、傷病又は心身障害	入院（おおむね1か月以上とし、入院予定を含む。）	100	
	常時病臥	100	
	入院をする精神性疾患、感染症、特殊疾病、特定疾病	100	
	精神性疾患、感 染症、特殊疾病、 特定疾病	95	
	上記以外	90	
	常時安静をする（日常生活に著しく支障がある）	80	
	その他（上記以外の療養をする）	55	
	身体障害者手帳1・2級、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持	100	
	身体障害者手帳3級又は精神障害者保健福祉手帳3級を所持	90	
	その他（身体障害者手帳4級等を所持する場合）	55	
4 看護又は介護	身体障害者手帳1・2級、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者及びこれに準ずる状態にある者、感染症若しくは特殊疾病である者又は要介護4・5の高齢者の看護若しくは介護をしている場合5の項を準用する。ただし、同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む）を常時介護し、又は看護していること。 その他（上記以外の同居親族の看護又は介護をしている場合）月48時間以上（実働）	50	
5 就労  ※5の項の就労時間の算定は次のとおり行う。 ・休憩時間1時間までを就労時間として含める。通勤時間及び超過勤務時間は含めない。 ・育児時間等（短時間勤務）を取得する場合、1日2時間までは就労時間とみなし、2時間を超える場合、その超える時間を就労時間から除く。	月20日以上	1月、155時間以上の就労を常態とする。 1月、150時間以上155時間未満の就労を常態とする。 1月、140時間以上150時間未満の就労を常態とする。 1月、130時間以上140時間未満の就労を常態とする。 1月、120時間以上130時間未満の就労を常態とする。 1月、110時間以上120時間未満の就労を常態とする。 1月、110時間未満の就労を常態とする。	100 95 90 85 80 75 65
	月16日以上	1月、124時間以上の就労を常態とする。 1月、120時間以上124時間未満の就労を常態とする。 1月、112時間以上120時間未満の就労を常態とする。 1月、104時間以上112時間未満就労を常態とする。 1月、96時間以上104時間未満の就労を常態とする。 1月、96時間未満の就労を常態とする。	80 75 70 65 60 55
	月12日以上	1月、93時間以上の就労を常態とする。	55
	その他	上記に掲げるもののほか、月48時間以上（実働）の就労で、明らかに児童が保育を要すると認められる場合	50
6 妊娠、出産	入所予定日が、出産月を挟む前後おおむね2か月の間に該当する場合（多胎出産の場合は出産前おおむね4か月前から出産後おおむね2か月）。	70	
7 特例	就学、職業訓練等	5の項を準用する。	
	求職中（自営準備含む）		35
	その他	前各項に掲げるもののほか、明らかに児童が保育を要すると認められる場合	協議

- 《備考》
- 3の項に該当する場合は、医師の診断書等で通院頻度を確認する。
  - 3の項の感染症とは、感染症法の対象となる感染症の場合をいう。
  - 3の項の特殊疾病とは、国の指定難病と都単独の対象疾病の場合をいう。
  - 3の項の特定疾病とは、介護保険法施行令及び国民健康保険法施行令の規定の場合をいう。
  - 5の項は育児休業中の者も含む。
  - 5の項の就労時間の算定において、就労実績が雇用契約上の就労日数及び就労時間に満たしていない場合は、雇用契約上の就労日数及び就労時間に最も近い実績月を元に算定する。
  - 5の項の就労時間の算定において、産前休暇前に悪阻等の体調不良により、勤務時間が減少した場合は、妊娠悪阻前の実績を適用できる。
  - 4の項、5の項及び7の項（就学、職業訓練等）のうち複数に該当する場合は、それぞれの時間数を合算して算定する。
  - 5の項の「育児時間等」は育児・介護・看護・傷病・疾病による短時間勤務の取得を指す。

## 2表 保護者それぞれにかかわる調整指數表

調整指數	名称	適用要件
A - 2	就労等状況変更予定	就労又は就学、職業訓練等を行っている保護者について、その児童の保育所等入所予定日の属する月の末日までに当該就労又は就学、職業訓練等の状況に変更の予定があり、当該変更により基準指數が増加する場合に適用する。ひとり親の場合は、適用しないものとする。
B - 10	就労等予定	無職の保護者が、その児童の保育所等入所予定日の属する月の末日までに就労(自営の方は入所月中に収入が上がる場合)又は就学、職業訓練等を開始する予定がある場合に適用する。ひとり親の場合は、適用しないものとする。
C - 20	就学	学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める学校等に在学している場合に適用する。ただし、大学等の研究機関において無報酬で研究を行っている場合、大学等が発行した証明書で就労状況等を証明できる場合は適用しないものとする。また、国等の公的機関から研究費用を受け取っていることを証明できる場合についても適用しないものとする。
D - 10	職業訓練	国、都道府県又は市区町村が設置する職業訓練施設又はこれに準ずる技能施設に通所している場合に適用する。
E - 20まで	証明内容不整合	証明書に記載された雇用条件と勤務実績とに相当の差異がある等証明書の内容と就労実態に不整合がある場合に適用する。

《備考》 Aの項又はBの項(いずれも就学、職業訓練等の場合)を適用する場合は、Cの項及びDの項を併せて適用する。

7

## 3表 世帯にかかわる調整指數表

調整指數	名称	適用要件
F - 10 ※未納 1か月につき	保育料滞納	入所申込月において当該世帯の児童(卒園児も含む)の保育料の滞納がある場合にそれぞれの滞納月数に乘じて適用する。ただし、入所申込月の前月までに納付誓約書を子ども育成課に提出してあり、当該納付誓約書どおりに納付されることを確認することができるときを除く。
G +6	ひとり親	保護者がひとり親又はひとり親家庭のための手当等を受給している場合に適用する。ただし、事実上婚姻関係と同様の事情にある者がいるときは除く。
H +20	2歳児までしか在園することができない地域型保育施設の卒園児	2歳児までしか在園することができない市内の家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業の地域枠(市の利用調整による入所受入枠)、居宅訪問型保育事業を卒園する児童が、入所申込をする場合に適用する。(3歳児クラスの4月入所のみ。2次利用調整での転所申込は除く。)
I +5	施設の廃業で継続利用ができず緊急的に保育を必要とする児童	市内又は市外の保育施設を就労等の理由により保育の必要性の要件に見合った保育時間で利用しており、当該保育施設が廃業することを理由に継続して利用することができず緊急的に保育を必要とする場合に適用する。ただし、週4日以上又は月120時間以上の利用契約を月極若しくは年間で締結している児童で、保育施設の事情で継続契約ができないことを証明できる場合に限る。(4月入所のみ。2次利用調整での転所申込は除く。)
J +3	2歳児クラスから3歳児クラスへの継続契約ができない児童	2歳児までしか在園することができない市内又は市外の保育施設(企業主導型保育事業を含む)を就労等の理由により保育の必要性の要件に見合った保育時間で利用している場合、又は3歳児以降の保育定員がある保育施設においても、2歳児クラスから3歳児クラスへの継続契約ができない場合に適用する。ただし、週4日以上又は月120時間以上の利用契約を月極若しくは年間で締結している児童で、施設が継続契約をしないことを証明できる場合に限る。(3歳児クラスの4月入所のみ。2次利用調整での転所申込は除く。)
K +10	サポート保育枠での申込	児童が発育や発達の遅れ、疾病等があり、サポート保育枠での入所申込が必要であると認められる場合に適用する。

《備考》 Hの項、Iの項、及びJの項については、いずれかの項についてのみ適用する。

## 最終実施指標が同一である場合の優先順位

- 第1順位** 既に市内認可保育施設に在園または内定している児童で、その兄弟姉妹が当該児童と異なる市内認可保育施設に在園または内定している児童。  
(4月入所1次利用調整で内定し転所申込をした場合、4月入所2次利用調整から適用)
- 第2順位** 4表「優先項目指標表」に掲げる優先項目指標の合計数の大きい児童

**4表 優先項目指標表**

	優先項目指標	名称	適用要件
あ	+1	保護者が保育士等	1表 5の項の適用を受ける保護者で、入所予定日において、市内又は市外の認可保育施設、認証保育所、企業主導型保育所又は幼稚園で、保護者が保育士又は幼稚園教諭等として勤務していることを就労証明書で確認でき、かつ保育士証又は幼稚園教諭免許状の写しを提出した場合に適用する（転所申込を除く）。
い	+2	多子世帯 (未就学児童)	入所予定日において、未就学児童が3人以上いる世帯に適用する。
う	+1	多子世帯 (小学3年生以下の児童)	入所予定日において、小学3年生以下の児童が3人以上いる世帯に適用する。
え	+2	多胎児の兄弟姉妹有	利用調整会議の日において申込児童（転所申込は除く。）の他に、入所申込（転所申込は除く。）している多胎児の兄弟姉妹がいる又は入所予定日に市内認可保育施設に在園している多胎児の兄弟姉妹がいる場合に適用する。
お	+1	兄弟姉妹有	利用調整会議の日において申込児童（転所申込は除く。）の他に、入所申込（転所申込は除く。）している兄弟姉妹がいる又は入所予定日に市内認可保育施設に在園している兄弟姉妹がいる場合に適用する。
き	+1	新規申請	入所予定日において、市内の認可保育施設に在籍していない0～2歳児に適用する。（育児休業中又は認可外保育施設等を利用中の方を含む）
く	+2	保護者が障害者等	1表 5の項の適用を受ける保護者で、当該保護者が身体障害者手帳1～3級、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持しているか、感染症、特殊疾病若しくは特定疾病の場合に適用する。
け	+1	保護者が障害者 (身体障害者手帳 4・5級所持)	1表 5の項の適用を受ける保護者で、当該保護者が身体障害者手帳4・5級を所持している場合に適用する。
こ	+2	兄弟姉妹障害児	保護者のいずれもが1表 4の項の適用を受けていない場合で、申込児童の兄弟姉妹に障害者手帳（身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳）を所持する障害児がいる場合に適用する。
す	-1	内定辞退等	利用調整で内定を受けたが、辞退・取下げした場合、又は内定取消の場合に適用する。適用する期間は申込年度中とする。
せ	-1	売買契約書・賃貸契約書の写し等が提出できない	転入予定での申込において、受付期間中に提出できない場合に適用する。

※（か）の項、（さ）の項及び（し）の項は削除する。

《備考》 1 (い) の項又は (う) の項、(え) の項又は (お) の項、及び (く) の項又は (け) の項については、いずれか指数の高い項を適用する。

**第3順位** 生活保護受給世帯に属する児童

**第4順位** 生活中心者の失業により、就労の必要性が高い世帯に属する児童

**第5順位** 虐待されるおそれがあると認められる児童又は保護者が配偶者から暴力を受けるおそれがあると認められる世帯に属する児童

**第6順位** 市区町村民税所得割額・均等割額の低い世帯に属する児童（申込締切日時点で確認できる税額に基づく）  
(武蔵野市と異なる税率の市区町村に住民登録があった者の所得割額・均等割額は、武蔵野市に住民登録があった者とみなして算定する)

※市区町村民税所得割額の算定は調整控除・定額減税を除き、税額控除は適用しない。

**第7順位** 合計所得金額の低い世帯に属する児童（申込締切日時点で確認できる税額に基づく）

## その他の指標（育児休業の延長を許容できる場合）

名称	適用要件
他の申込者を優先することに同意する	保育所等に入所できない場合に育児休業の延長を許容できる保護者から、他の申込者を優先することの同意書（指標の制限に関する同意書）の提出があった場合には、基準指標、調整指標に関わらず、当該児童の指標を50とする。ただし、保護者が1表 5の項の適用を受ける場合に限る。

## 《利用調整の計算例》

P31～32 の 1 表、2 表、3 表及び P33 のその他の指標に基づいて最終実施指標を決定し、順位をつけます。最終実施指標が他世帯と同一の場合のみ、P33 の優先順位により決定します。

優先項目指標については、同じ項目において世帯内で複数の該当者がいる場合でも加点は一人分となります。

下の例では、【世帯 B】よりも【世帯 A】の方が、利用調整順位は上位となります。（優先指標は【世帯 B】の方が高いが、最終実施指標は【世帯 A】の方が高いため。）

### 世帯 A

保護者 1	月 20 日以上就労月 155 時間以上の就労を常態とする（休憩時間 1 時間含む）	基準指標 100
保護者 2	月 20 日以上就労月 155 時間以上の就労を常態とする（休憩時間 1 時間含む）	基準指標 100
(調整指標なし)		最終実施指標 200
入所予定日において、市内の認可保育施設に在籍していない（0～2歳児）	+ 1	優先指標 1

### 世帯 B

保護者 1	月 20 日以上就労月 155 時間以上の就労を常態とする（休憩時間 1 時間含む）	基準指標 100
保護者 2	月 20 日以上就労月 155 時間以上の就労を常態とする（休憩時間 1 時間含む）	基準指標 100
(調整指標あり)		
(母) 就労等予定	調整指標 -10	最終実施指標 190
申込児童の他に新規入所申込をしている兄弟姉妹がいる	+ 1	
入所予定日において、市内の認可保育施設に在籍していない（0～2歳児）	+ 1	優先指標 2

## 《就労要件の指標決定方法について》

「就労」要件の指標決定の際、就労実績が雇用契約上の就労日数及び就労時間を満たしていない場合は、雇用契約上の就労日数及び就労時間に最も近い実績月を元に算定する。

